

施設長 各位

那覇市医師会  
会 長 友利 博朗  
担当理事 宮城 政剛



新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う啓発資材について

平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。  
沖縄県医師会を通じて「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う啓発資材について」が届きましたのでご案内申し上げます。

また、関係文書は当会ホームページ（新着情報→新型コロナウイルス感染症関連情報）に掲載しております。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：石垣・前泊 / 電話 098-868-7579）

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

沖医発第 55 号  
令和 5 年 4 月 11 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会  
副会長 宮里達也

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う啓発資材について

今般、日本医師会から標記文書の発出がありましたのでご連絡致します。

本件は、本年 5 月 8 日より新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から 5 類感染症へ変更予定であることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症診療の診療について、より幅広い医療機関に対応いただける環境整備に向け、下記の医療機関向け啓発資材を作成した旨、周知するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴管下関係医療機関等への周知方につきご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

- 治療について
  - ・ 軽症患者における抗ウイルス薬選択の考え方
- 院内感染対策について①
  - ・ 新型コロナ患者・疑い患者診療時の个人防护具の選択について（入院・外来共通）
  - ・ 外来における院内のゾーニング・動線分離
- 院内感染対策について②
  - ・ 病床の考え方・換気
- 医療機関におけるマスク・面会について
  - ・ 院内感染対策に留意しつつ面会を実施する流れ
- 体調に異変を感じたら 国民の皆様への周知
- 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う啓発資材について

（令和 5 年 4 月 5 日 日医発第 72 号（健Ⅱ）（地域））

沖縄県医師会事務局業務 2 課：高良、平良  
TEL：098-888-0087  
FAX：098-888-0089  
g2@okinawa.med.or.jp